

会員規約

一般社団法人日本トースト協会(以下「当協会」といいます。))に入会を希望される方は、当協会の趣旨目的をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意いただいたうえで登録くださいますようお願い致します。

一般社団法人日本トースト協会 会員規約

一般社団法人日本トースト協会(以下、「当協会」といいます。))に会員として入会を希望する方は、以下この規約(以下、「本規約」といいます。))に同意するものとする。

第1条(本会員規約の範囲)

本規約は、一般社団法人日本トースト協会(以下当協会とする)のサポーター会員となった個人に適用する。

第2条(サポーター会員の位置づけ)

1. サポーター会員は、一般社団法人日本トースト協会が独自に設ける会員制度上の会員です。
2. サポーター会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上および当協会定款上の「社員」には該当せず、社員総会における議決権その他、社員としての権利を有するものではありません。

第3条(会員資格)

サポーター会員とは、当協会の活動目的に賛同し、本規約を承諾し、かつ当協会の代表理事が承認した個人をいう。

第4条(入会申込)

1. 当協会に入会を希望する者は、当協会運営事務局に対し、電子メールに必要事項を記入、または専用フォームに入力して送付する。
2. ただし、次のいずれかに該当する場合は入会できないものとする。
 - (1) 成年被後見人、被補佐人、被補助人、および任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であっても同法4条1項の規定により任意後見監督人が選定されている者
 - (2) 暴力団等の反社会的勢力の関係者である者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられている者
 - (4) 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
 - (5) 破産者で復権を得ない者
 - (6) 過去に当協会から除名処分を受けている者
 - (7) 以上のほか理事会において著しく不適切と認められた者

第5条(入会審査)

1. 前条の入会申込があった場合、代表理事はただちに入会の認否を行う。
2. 当協会は、申込者に対し、入会審査に必要な限りにおいて、質問その他必要な資料の提出を求めることがある。
3. サポーター会員申込者においては、申込の日をもって正式入会とする。

第6条(会費)

サポーター会員の会費は無料とする。

第7条(有効期間)

会員の退会もしくは会員種別の変更に関する申し出は、退会希望月の1ヶ月前に書面または電子メール等をもって行う。その期間に当協会または会員のいずれからも退会もしくは会員種別変更の意思表示がない場合には、同会員条件で会員資格を更新するものとし、以後も同様とする。

第8条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合、会員資格を喪失する。

- ・第9条の規定により退会、もしくは第10条の規定により除名となった場合。
- ・本人が成年被後見人もしくは被保佐人になった場合または死亡もしくは失跡宣言した場合。

第9条(退会)

1. 会員は、当協会の事務局に対し書面の提出、または電子メール等で申し出ることにより任意に退会できる。

第10条（除名）

1. 当協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員を除名することができる。
 - ・定款もしくは本規約に違反したとき。
 - ・当協会の名誉を棄損し、または当協会の目的に反する行為があったとき。
 - ・その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の会員資格の取り消しについての決定は、サポーター会員の場合は代表理事承認を得て行う。

第11条（変更の届出）

1. 会員は、その氏名もしくは名称、住所、連絡先、支払い方法等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。
2. 当協会は、会員が前項に規定する変更手続を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第12条（会員の権利）

サポーター会員は、下記に掲げる事項について権利を有する。

1. 当協会が運営する各種のインターネットサービスの利用
2. 当協会が企画運営する定例会や交流会などリアルコミュニケーションサービスの利用
3. 当協会と連携して実施する有料イベントへの参加
4. その他当協会が提供するサービスの利用

第13条（禁止事項）

1. 複数の会員種別にまたがって会員資格を有すること。
2. 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与または担保等に供すること。
3. 当協会、当協会関係者、他の会員または第三者の財産、著作権、ノウハウ等の知的財産権等（著作権法第27条及び第28条に定める権利も含みます。）の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがあると当協会が判断する行為。
4. 当協会、当協会関係者、他の会員または第三者に不利益を与える行為。ならびにその恐れがあると当協会が判断する行為。
5. 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為。
6. 公序良俗に反する行為
7. 提供される情報を改ざんする行為
8. 当協会が運営するウェブサイトには有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
9. 当協会の運営を妨げること、または、当協会の信用を毀損するような行為
10. その他、法令に違反する行為
11. 前各号のいずれかに該当する恐れがあるものと、判断する行為
12. その他、当協会が不適切と判断する行為

第14条（情報・知的財産等の取扱い）

1. 会員は、当協会の活動を通じて提供または知り得た資料、文章、画像、動画、企画、講座・イベントの内容、ノウハウ、会員向け情報その他当協会が提供する情報について、個人として楽しみ、学び、参考にする範囲で利用することができる。
2. 会員は、当協会の事前の承諾なく、前項の情報を複製、転載、配布、公開、第三者へ提供し、または営利目的で利用してはならない。
3. 会員は、当協会が独自に作成または企画した内容について、自らまたは第三者が考案・制作したものであるかのように表示し、または当協会の企画、講座、検定、イベント、資料その他の内容をそのまま若しくは実質的に模倣して、自らの事業または活動として提供してはならない。
4. 当協会が一般に公開している情報を通常範囲で紹介または共有する場合は、この限りではない。ただし、当協会が利用条件を定めている場合は、その条件に従うものとする。

第15条（個人情報の管理）

会員は、当協会の業務において取り扱う個人情報の保護について、下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・適切かつ適法な手段による個人情報の収集または利用。
- ・個人情報への不正アクセスまたは紛失、破壊または漏洩などの予防および是正のために継続的に必要な安全対策の措置。
- ・個人情報に関する法令及びその他規範の遵守。

第16条（個人情報の保護）

当協会は、当協会が保有する会員の個人情報（以下、「個人情報」といいます）に関して当協会が別途定める「プライバシーポリシー」に従い、個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 17 条（規約の追加・変更）

当協会は代表理事の承認を得て、本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

2. 変更後の会員規約については、当協会のサイトへの掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとする。

第 18 条（免責および損害賠償）

1. 会員が、当協会の活動に関連して取得した情報等を、自らの判断により利用、加工、要約、解釈、伝達、公開または第三者に提供したことにより、第三者または他の会員に損害その他の不利益が生じた場合、当該行為は会員自身の責任において行われたものとし、当協会は、当協会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないものとする。

2. 会員が、前項の行為その他会員自身の行為により、当協会、当協会関係者、他の会員または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、その損害について賠償責任を負うものとする。

3. 前項の規定は、会員が会員資格を喪失した後もなお効力を有するものとする。

第 19 条（会員情報の取り扱い）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、当協会が知り得た会員の個人情報（以下「会員情報」とする）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当協会が利用することに同意するものとする。

- ・第 5 条に定める入会審査のため。
- ・当協会の運営上必要な事項を会員に知らせるため。
- ・会員相互の理解や交流の促進を図るため。
- ・会員の事業を広報宣伝支援するため。
- ・メールマガジン、広告等の情報発信媒体、当協会が提供するウェブサイトなどのインターネットシステムを通じてのサービス提供、あるいは個人を識別できない形式に加工した上、統計データを作成したり、当協会の新サービス開発の資料として用いるため。

2. 当協会は、当協会の運営や会員サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがある。この場合、当協会は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先に会員情報を取り扱わせることがある。

付 則

本会員規約は、2019 年 6 月 11 日より実施する。

一般社団法人日本トースト協会

2019 年 6 月 11 日 実施

2021 年 12 月 11 日 改訂

2026 年 8 月 9 日 改訂